

内閣参質二一一第三五号

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員ガーリー君提出自衛隊宿舎のNHK受信契約に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員ガーシー君提出自衛隊宿舎のＮＨＫ受信契約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の日本放送協会（以下「協会」という。）からの「隊員が居住する當舎内の各部屋を受信契約の単位として取り扱う旨の依頼」を受けて、「陸海空各自衛隊に対し、ＮＨＫからの依頼について、遗漏のないように十分配慮するよう通知」した文書は、「日本放送協会と當内隊員の放送受信契約の取扱いについて（通知）」（平成十年四月九日付け人－第二二二一号人事教育局人事第一課長通知。以下「当該通知」という。）であるが、当該通知は現在も効力を有しており、各自衛隊において、隊舎への入居時等、様々な機会を捉えて周知しているところである。したがって、お尋ねの「同様の趣旨の通知が当該通知以後出された実績」はなく、また、防衛省として、御指摘の「改めて出す必要性」もないと考えている。

三について

自衛隊の隊舎における協会との放送受信契約の取扱いについては、当該通知を踏まえ、駐屯地等を通じて隊員に周知しており、お尋ねの「隊員の相談先」は、駐屯地業務隊等である。

四について

自衛隊の隊舎における協会との放送受信契約について、隊員が、御指摘のように「意見を述べることで不当な扱いを受けること」はあってはならないと考えております。当該通知に基づき、駐屯地等において、協会と打合せを行いながら、実態に応じた適切な放送受信契約となるよう対応しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。